○国土交通省告示第百三十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年九月三十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－2066	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＹＤＲ－Ｃ4.4ＮＤ	吸入負圧：7.5kPa　排気圧力：29.5kPa、吸入負圧：7.5kPa　排気圧力：27.0kPa、吸入負圧：7.5kPa　排気圧力：26.6kPa、吸入負圧：7.5kPa　排気圧力：26.4kPa、吸入負圧：6.5kPa　排気圧力：24.0kPa、吸入負圧：6.5kPa　排気圧力：22.0kPa、吸入負圧：6.5kPa　排気圧力：21.0kPa、吸入負圧：6.5kPa　排気圧力：20.1kPa	キャタピラージャパン株式会社　東京都世田谷区用賀四丁目10番１号

○国土交通省告示第百三十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年九月三十日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－2076	一酸化炭素等発散防止装置　ＩＨＩシバウラ　Ｎ３ＬＤＩ－Ｔ	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：8.0kPa	株式会社ＩＨＩシバウラ　長野県松本市石芝１丁目１番１号

○国土交通省告示第百三十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十一日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2694	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＲ06ＡＴ１	スズキ　ＤＡＡ－ＭＲ41Ｓ、マツダ　ＤＡＡ－ＭＳ41Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
㊞Ｇ－2695	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ６	スズキ　ＤＢＡ－ＭＲ31Ｓ、マツダ　ＤＢＡ－ＭＳ31Ｓ	〃

○国土交通省告示第百三十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月二十六日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2270	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－４Ｐ10Ｔ４ＳＫＧ	三菱　ＴＰＧ－Ｂ＊＊＊＊＊	三菱ふそうトラック・バス株式会社　神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目１番２号

○国土交通省告示第百三十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－411	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－Ｋ21－１Ａ	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：27.7kPa、吸入負圧：3.1kPa　排気圧力：39.5kPa	グローバルコンポーネントテクノロジー株式会社　神奈川県川崎市幸区新小倉１番２号
㊞ＧＳ－412	一酸化炭素等発散防止装置　ＧＣＴ　ＥＢＴ－Ｋ21－２Ａ	吸入負圧：3.4kPa　排気圧力：27.7kPa、吸入負圧：3.1kPa　排気圧力：39.5kPa、吸入負圧：3.3kPa　排気圧力：27.0kPa、吸入負圧：3.0kPa　排気圧力：36.6kPa、吸入負圧：4.4kPa　排気圧力：27.0kPa	〃

○国土交通省告示第百三十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月四日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十三日　　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	指定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－2019	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＮ－４ＴＮＶ98Ｃ	吸入負圧：2.7kPa　排気圧力：11.0kPa	ヤンマー株式会社　大阪府大阪市北区茶屋町１番32号
㊞ＧＳ－2020	一酸化炭素等発散防止装置　ヤンマー　ＹＤＭ－４ＴＮＶ88Ｃ	吸入負圧：2.5kPa　排気圧力：9.8kPa	〃